

## 新潟県森林整備地域活動支援交付金事業実施要領

森林整備地域活動支援交付金事業（以下「交付金事業」という。）の実施については、「林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領」（令和5年3月30日付け4林政経第899号林野庁長官通知。以下「国実施要領」という。）及び「新潟県林業関係交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

### 第1 交付対象経費及び交付基準

交付対象経費及びこれに対する交付の基準は、交付要綱別表C-2に定めるところとする。

### 第2 申請手続

- 1 国実施要領別表2のIの2の1の(2)の⑧のアの(イ)の交付申請は、交付要綱第4に基づく交付申請によって代えることとする。
- 2 市町村長は、国実施要領別表2のIの2の1の(2)の②に規定する協定を締結後、森林整備地域活動支援交付金事業交付金交付申請書（以下「交付申請書」という。）及び添付書類を知事に提出するものとする。
- 3 知事は、提出された交付申請書の内容が適切と認められるときは予算の範囲内で交付決定を行い、その旨を通知する。

### 第3 事業計画の変更

- 1 市町村長は、交付要綱別表に定める重要な変更を行う場合、交付要綱第5に基づき事業計画変更承認申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。
- 2 知事は、提出された変更事業計画内容がやむを得ないと認められるときは変更交付決定を行い、市町村長にその旨を通知する。

### 第4 遂行状況報告

- 1 市町村長は、交付要綱第10の状況報告について、事業実施年度の9月30日時点における事業遂行状況を交付要綱別記（森林整備地域活動支援交付金事業）の遂行状況報告書により作成し、10月20日までに知事へ提出するものとする。
- 2 前項に規定する時期のほか、知事は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、市町村長に対して当該補助事業等の遂行状況について報告を求めることができる。

### 第5 実績報告

国実施要領別表2のIの2の1の(2)の⑨の(ア)の交付金事業の交付実績の報告は、交付要綱第11の実績報告によって代えることとし、市町村長は、実績報告書を知事に提出するものとする。

## 第6 検査

知事は、市町村長から実績報告書の提出があったときは、速やかに完了検査を行うものとする。完了検査は、新潟県林業関係補助事業検査規程（昭和48年11月20日付け新潟県告示第1591号）及び新潟県林業関係補助事業検査要領（昭和53年10月13日付け林第1310号）に基づき、審査を行うものとする。

## 第7 森林整備地域活動支援交付金事業予定調書等の作成

交付金事業を実施しようとする市町村長は、当該年度に実施する事業につき、森林整備地域活動支援交付金事業予定調書（別記様式第1号）を作成し、前年度の10月1日までに知事に提出するものとする。

## 第8 森林整備地域活動支援交付金事業の実行管理

交付金事業を実施した市町村長は、国実施要領別表2のIの2の1の(2)の⑤のアの(イ)の報告書及び資料の写しを交付対象者から提出のあった年度の翌年度の4月20日までに知事に提出するものとする。

## 第9 提出部数

市町村長が、この要領により知事に提出する書類は、地域振興局長又は地区振興事務所長（以下「地域振興局長等」という。）を経由するものとし、提出部数は2部（知事1部、地域振興局長等1部）とする。

## 第10 執行委任

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第3条第1項によって地域振興局長等に執行が委任された事業については、第2、第3、第5及び第6において「知事」とあるのを「地域振興局長等」と読み替えるものとする。

## 附則

### 1 （施行期日）

この要領は、平成15年4月1日から適用する。

この要領は、平成16年4月1日から適用する。

この要領は、平成17年4月1日から適用する。

この要領は、平成18年4月3日から適用する。

この要領は、平成19年4月2日から適用する。

この要領は、平成21年4月1日から適用する。

この要領は、平成21年5月29日から適用する。

この要領は、平成22年4月1日から適用する。

この要領は、平成23年4月1日から適用する。

この要領は、平成24年4月1日から適用する。

この要領は、平成25年7月1日から適用する。

この要領は、平成26年5月20日から実施し、平成26年度事業から適用する。

この要領は、平成27年6月12日から実施し、平成27年度事業から適用する。  
この要領は、平成28年6月9日から実施し、平成28年度事業から適用する。  
この要領は、平成29年6月29日から実施し、平成29年度事業から適用する。  
この要領は、平成30年7月20日から実施し、平成30年度事業から適用する。  
この要領は、平成30年10月22日から適用する。  
この要領は、令和元年9月4日から実施し、令和元年度事業から適用する。  
この要領は、令和2年4月23日から実施し、令和2年度事業から適用する。  
この要領は、令和2年11月2日から実施し、令和2年度事業から適用する。  
この要領は、令和3年5月10日から実施し、令和3年度事業から適用する。  
この要領は、令和4年5月11日から実施し、令和4年度事業から適用する。  
この要領は、令和5年6月19日から実施し、令和5年度事業から適用する。  
この要領は、令和6年5月27日から実施し、令和6年度事業から適用する。

2 新潟県森林整備地域活動支援推進事業（作業路網の改良活動等）実施要領（平成25年7月1日付け林第365号通知）は廃止する。

3 この要領により廃止された新潟県森林整備地域活動支援推進事業（作業路網の改良活動等）実施要領に基づき交付された補助金に係る報告については、なお従前の例による。

様

市 町 村 長

年度森林整備地域活動支援交付金事業予定調書の提出について

新潟県森林整備地域活動支援交付金事業実施要領第7の規定により、下記のとおり事業予定調書を提出します。

記

- 1 添付書類  
森林整備地域活動支援交付金事業予定調書

森林整備地域活動支援交付金事業予定調書

市町村名 \_\_\_\_\_

(単位:ha、円)

区分	積算基礎森林面積 (ha)		交付額	交付額内訳				
				県交付金合計			市町村費	
				D(E+F)	国費 E	県費 F		G(C-D)
B	C	D(E+F)	E	F	G(C-D)			
1. 森林経営計画作成促進	(1) 経営委託	実施面積						
		合意が得られた面積						
		成果を提供した面積						
		うち不在村加算面積						
	(2) 共同計画等	実施面積						
		合意が得られた面積						
		成果を提供した面積						
		うち不在村加算面積						
	(3) 間伐促進	実施面積						
		合意が得られた面積						
		成果を提供した面積						
		うち不在村加算面積						
	小計	実施面積						
		合意が得られた面積						
		成果を提供した面積						
		うち不在村加算面積						
2. 森林境界の明確化	森林境界の測量	実施面積						
		うち精度向上加算面積						
		うちリモセン加算面積						
		うち不在村加算面積						
		うち森林境界案の確定面積						
	森林境界案の作成	実施面積						
	3. 森林所有者の探索	実施面積						
	4. 森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備	(1) 森林経営計画作成促進	実施面積					
		(2) 森林境界の明確化	実施面積					
		小計	実施面積					
合計	実施面積							

注:1 「積算基礎森林面積」は、小数点以下第2位まで記載する。

2 「森林経営計画作成促進」における「積算基礎森林面積」欄について、林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領(令和5年3月30日付け4林政経第899号林野庁長官通知。以下、「国実施要領」という。)別表2のIの2の1の(2)の③のアの(ア)のbの(a)及び(b)に規定する森林の面積の内訳を記載し、国実施要領別表2のIの2の1の(2)の③のアの(イ)のbの表に定める交付単価の加算が適用される森林の面積を内書きで記載する。

3 「森林境界の明確化」の「積算基礎森林面積」欄について、国実施要領別表2のIの2の1の(2)の③のイの(イ)のb、c及びdの表に定める交付単価の加算が適用される森林の面積を内書きで記載する。

4 「交付額」は、交付単価で算出した交付額と実際に要した額を比較し、低い額を交付額とし、「交付額内訳」の「県費」は、市町村費を超えない額とする。